

「社会を明るくする運動」取手地区大会

☎ 社会福祉課 ☎ 内線1317

参加費無料
申込不要

今年で74回目を迎える法務省主催「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

取手地区(取手市・守谷市・利根町)保護司会と更生保護女性会が中心となり、この運動を推進しています。毎年7月は強調月間として、取手駅頭キャンペーンや市内中学校訪問など啓発活動を行っています。

その運動の一環として、「社会を明るくする運動」取手地区大会を開催します。



▶(左から)更生ペンギンのサラちゃん、更生ペンギンのホゴちゃん



法務省 社会を明るくする運動



法務省 ホゴちゃんとサラちゃんの部屋

日時 10月16日(水) 12:50～16:00 (開場12:30)

会場 取手市民会館大ホール

内容 1: オープニング 永山中学校吹奏楽部演奏

2: 開会式

3: 小・中学生作文表彰、最優秀作品発表

4: 講演 演題 「SOSサインに気づける社会へ」

講師 本澤直子氏(茨城県警察本部人身安全少年課少年サポートセンター課長補佐)

5: 短編映画「フクロウ人形の秘密」上映

全国小・中学生作文コンテストの中で法務大臣賞を受賞した作文を脚色した作品

主催 第74回「社会を明るくする運動」取手地区推進委員会

災害に便乗した悪質商法に注意!

☎ 市消費生活センター (産業振興課内) ☎ 内線1447

地震や大雨などの自然災害が発生した際に、それに便乗した悪質業者が、災害を口実に勧誘してきます。悪質商法の事例を知り、トラブルに遭わないよう注意しましょう。少しでもおかしいと感じたら、家族や信頼できる人、相談機関に相談しましょう。

困ったときは、迷わず相談を

- 消費者ホットライン ☎ 188 (局番なし)
※最寄りの消費生活センターを案内
- 市消費生活センター専用電話 ☎ 72-5022
(平日9:00～12:00、13:00～16:00)
- 警察相談ダイヤル ☎ #9110 (24時間受付)

トラブル事例の紹介

よくあるケースや、トラブルに遭わないための対策などを紹介します。



自宅に訪問してきた業者に「屋根が壊れている。このままでは危ない、すぐに修理が必要」と不安をあおられ、契約してしまった。

対策 勧誘されてもその場で契約せず、複数の業者から見積りをとったり、家族や周囲の方に相談しましょう。



業者から「火災保険の保険金で家の修理ができる」と言われ、保険申請の代行と修理を依頼。その後、保険会社から「保険金全額は出ない」と言われたため高額な代金を払わなければならなくなった。

対策 保険金の請求は加入者自身で行うことができます。修理の契約を行う前に自分が加入している保険契約の内容を確認し、保険会社に直接相談しましょう。また、経年劣化による損傷を自然災害による損傷と偽って保険金を申請するのは絶対にやめましょう。



市役所職員をかたり、被災地への義援金を集めていると電話・訪問があった。

対策 公的機関が、電話や訪問で義援金を求めることはありません。不審な電話には応じず、家族や周囲の方に相談しましょう。

情報公開・個人情報保護制度の令和5年度実施状況を公表します

☎ 情報管理課 ☎ 内線1151

令和5年度実施状況の概要です。情報開示請求の内容など、詳細は各公共施設や市ホームページからご覧になれます。

令和5年度 請求決定状況(単位:件)

情報公開条例		個人情報の保護に関する法律	
請求	44 ※	請求	28 ※
決定	50	決定	28

※取り下げの1件を除く

※取り下げの1件を除く

▶情報公開制度とは

情報公開条例に基づき、市が保有する情報の公開を求めることができる制度です。情報開示請求のあった情報は公開することが原則ですが、個人情報や法令などの定めによって開示できないものもあります。

▶個人情報保護制度とは

個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の保護に関し基本的事項を定め、適正な管理執行を図る制度です。自己に関する情報の開示や訂正、利用停止を請求することができますが、開示ができないものもあります。

■開示請求の処理状況(単位:件)

①情報公開条例、②個人情報の保護に関する法律

実施機関	決定の件数		決定の内訳					
			全部開示		部分開示		不開示	
	①	②	①	②	①	②	①	②
市長	31	23	7	18	21	5	3	-
教育委員会	15	4	9	-	6	3	-	1
選挙管理委員会	1	-	-	-	1	-	-	-
監査委員	-	-	-	-	-	-	-	-
農業委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産評価審査委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
消防長	3	1	2	-	1	1	-	-
議会	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	50	28	18	18	29	9	3	1

※1件の開示請求に対して実施機関が複数となるものがあるため、請求件数と決定件数が一致しない場合があります。

■審査請求の状況

開示請求者は行政不服審査法に基づき、審査請求書の提出により審査請求をすることができます。情報公開条例・個人情報の保護に関する法律の規定に基づく決定(処分)に関して、令和5年度中の審査請求はありませんでした。

市ホームページ

